

生活困窮者自立支援法（仮称）と生活保護制度の見直しの概要

1 生活困窮者自立支援法(仮称)

事業の種類		内 容	補助負担率
必須事業	自立相談支援	生活困窮者の早期把握、就労その他の相談支援、支援プランの作成、継続的支援	3/4 (負担金)
	住居確保給付金	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者へ住宅費を支給	
任意事業	就労準備支援	日常生活自立、社会生活自立又は就労自立のための有期の訓練	2/3 (補助金)
	一時生活支援	住居のない生活困窮者への一定期間の宿泊場所の供与や衣食の提供等	
	家計相談支援	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等	1/2 (補助金)
	学習援助その他自立促進事業	生活困窮家庭の子どもへの学習援助、中間的就労事業者への立上・育成支援等	

【施行期日】

- ・生活困窮者自立支援法(仮称) 平成27年4月1日
- ・生活保護法改正 平成26年4月1日(一部例外あり)
- ・生活保護基準の見直し 平成25年8月1日

2 生活保護制度の見直し

(1)生活保護法改正

1 就労による自立の促進

- 保護からの脱却を促すための給付金の創設

2 健康・生活面等に着目した支援

- 健康の保持・増進、生計状況の適切な把握を受給者の責務として位置づけ

3 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限拡大(健康状態等を調査事項に追加、官公署の回答義務を創設)
- 罰則の引上げ、不正受給に係る返還金の上乗せ
- 必要な限度で要保護者、扶養義務者等へ報告を求める

4 医療扶助の適正化

- 指定(取消)要件の明確化、指定の更新制の導入
- 医療機関から受給者へ後発医薬品の使用促進
- 国(地方厚生局)による医療機関への直接指導

(2)生活保護基準の見直し

1 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整

2 前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案

3 必要な激変緩和措置の実施